

# さいたま市 分譲マンションアドバイザー派遣制度



マンション管理に関する課題の解決に向けて、  
アドバイザーを派遣します！

派遣費用は無料

## 申請者・申請方法等について

申請者：さいたま市内にある分譲マンションの管理組合等です。  
アドバイザー：分譲マンションアドバイザーは、さいたま市と専門家団体との協定に基づき、さいたま市長が派遣するマンション管理士です。  
派遣回数：年度内の派遣回数は2回まで。  
受付期間：年度初めから1月末まで。（派遣期日は2月末まで）  
申請方法：持参、郵送またはメールにて、所定の申請書を提出してください。

## 相談できる内容について

- ・管理組合の運営及び管理規約等に関すること。
- ・管理費及び修繕積立金等の財務に関すること。
- ・管理委託契約に関すること。
- ・大規模修繕工事並びに長期修繕計画の作成及び見直しに関すること。
- ・マンションの再生（建替え、敷地売却）の合意形成の進め方に関すること。



## 派遣にかかる費用について

派遣にかかる相談費用は無料です。さいたま市が負担します。  
(派遣会場の使用料等については自己負担となります。)

## 派遣申請に係る留意事項

- ・予算に限りがありますので、なくなり次第受付を終了します。
- ・アドバイザーとの日程調整に時間が必要となりますので、派遣希望日から30日以上前に申請してください。
- ・係争中の事案はアドバイザー派遣の対象外となります。
- ・派遣時の相談をより効果的に行うため、市で毎月開催しているマンション管理相談（無料）での事前相談をお勧めいたします。
- ・派遣申請の流れについては裏面をご確認ください。

問い合わせ先

さいたま市 建設局 建築部 住宅政策課 マンション管理支援係

住所：さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL：048-829-1518 FAX：048-829-1982

Mail：jyuutaku-seisaku@city.saitama.lg.jp

詳しい制度概要や申請書  
については、さいたま市  
HP（右記QRコード）  
をご覧ください

